ちば浄化槽水守りパートナー認定制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ちば浄化槽水守り（みまもり）パートナー認定制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　浄化槽に係る県の施策に積極的に協力する浄化槽保守点検業者をちば浄化槽水守りパートナー（以下「水守りパートナー」という。）として認定し、事業者の自主的な取組を促すことにより、浄化槽の適正な維持管理の推進に寄与することを目的とする。

（認定の対象）

第３条　水守りパートナーの認定の対象となる者は、千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和６０年千葉県条例第１９号。以下「条例」という。）に基づき、千葉県知事の登録を受けている浄化槽保守点検業者とする。

２　認定を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、認定の対象とならない。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

（２）暴対法第２条第２項に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

３　環境の保全に関する法令違反、その他水守りパートナーとしてふさわしくない事実がある場合には、認定の対象とならない。

（定義）

第４条　この要綱において使用する用語は、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、条例、浄化槽法施行細則（昭和６０年千葉県規則第５８号）及び千葉県浄化槽取扱指導要綱（平成２４年３月２６日制定。以下「指導要綱」という。）で使用する用語の例による。

（認定の要件）

第５条　水守りパートナーとして認定する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）指導要綱第８で定める浄化槽保守点検業者の責務として掲げるすべての項目について、現に取り組んでいること。

（２）条例に基づき、浄化槽保守点検業者の登録を受けて、５年以上浄化槽保守点検業を営んでいること。

（３）過去５年以内に、法及び条例に係る不利益処分を受けていないこと。

（認定）

第６条　認定の申請は、次の書類を県に提出するものとする。

（１）ちば浄化槽水守りパートナー認定申請書（様式第１号）

（２）誓約書（様式第２号）

（３）その他県が必要と認める書類

２　知事は、前項の申請が第５条の認定要件を満たすと認めるときは、当該申請をした浄化槽保守点検業者を水守りパートナーとして認定するとともに、認定証を交付する。

３　認定の有効期間は、認定の日から当該事業者の浄化槽保守点検業に係る登録の期間の満了の日までとする。

４　県は、水守りパートナーとして認定した者（以下「認定事業者」という。）の名称等について千葉県ホームページを通じて、公表するものとする。

５　知事は、認定事業者に対して、認定マークの使用を認めるものとする。

６　認定の更新を受けようとする事業者は、第１項に規定する書類を県に提出するものとする。この場合、第２項から第５項までの規定は、認定の更新について準用する。

（認定事業者の責務）

第７条　認定事業者は、指導要綱第８で定める浄化槽保守点検業者の責務に係る取組を継続するよう努めるものとする。

２　認定事業者は、前項の取組状況等に関するアンケート調査など、県の浄化槽施策に協力するよう努めるものとする。

（認定の変更及び辞退）

第８条　認定事業者は、県に提出した認定申請書の内容に変更があったときは、認定内容変更届出書（様式第３号）を速やかに県に提出するものとする。

２　認定事業者は、水守りパートナーの認定を辞退しようとするときは、認定辞退届出書（様式第４号）を県に提出するとともに、第６条第２項に規定する認定証を返還するものとする。

（認定の取消し）

第９条　知事は、認定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消し、認定証を返還させるとともに、認定マークの使用を中止させるものとする。

（１）虚偽又は不正の手段により認定を受けたことが判明した場合

（２）第３条の規定による認定の対象に該当しなくなった場合

（３）第５条各号の認定要件に該当しなくなった場合

（４）指導要綱第８で定める浄化槽保守点検業者の責務に係る取組について実態がないことが判明した場合

（５）その他知事が認定の取消しが適当と認めた場合

２　知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた認定事業者へ通知するもの

とする。

（認定マークの使用等）

第１０条　認定事業者が自らの浄化槽の適正な維持管理に係る取組の紹介を目的として作成される広報媒体等に認定マークを使用する場合、知事の許諾を要しないものとする。（ただし、収益を上げることを目的とする場合を除く。）

２　認定事業者以外の者は、認定マークを使用してはならない。（ただし、県、市町村又は浄化槽に関する普及啓発若しくは適正な維持管理の推進に関する事業を行う法人（以下「県等」という。）が本制度の周知又は広報を目的として使用する場合を除く。）

３　認定事業者及び県等は、認定マークの使用にあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（１）認定マークのデザインを変更し、又はその一部のみを使用してはならない。

（２）認定マークの縦横比、バランス及び配色を変更してはならない。

（３）認定マークに他のイラスト等を重ねてはならない。

（４）認定マークの使用状況等について県から報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

４　県は、認定マークの使用において、前項各号の定めに反する事項が認められた場合は、認定マークの使用の停止を命じるものとする。

５　収益を上げることを目的として認定マークを使用しようとする者は、認定マーク使用申込書（様式第５号）に記入の上、企画書及び申込者の概要がわかる書面を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。

６　第３項及び第４項の規定は、前項の規定による認定マークの使用について準用する。この場合において、第３項中「認定事業者」とあるのは「収益を上げることを目的として認定マークを使用する者」と読み替えるものとする。

（事務の所掌）

第１１条　本制度の事務は千葉県環境生活部水質保全課が所掌する。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年１１月２日から施行する。

別記

【認定マーク】



様式第１号

ちば浄化槽水守りパートナー認定（更新）申請書

年　　月　　日

千葉県知事　様

申請者　所在地
名　称
代表者
保守点検業者登録番号

ちば浄化槽水守りパートナー認定制度実施要綱第６条第１項（第６項）の規定により、ちば浄化槽水守りパートナーとして認定（更新）申請します。

※別紙を添付すること。

※更新申請において、認定内容から変更がない場合は、別紙は提出不要

【ご担当者連絡先】

担当者	部署・氏名	
	郵便番号・住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

様式第１号（別紙）

千葉県浄化槽取扱指導要綱第８で定める浄化槽保守点検業者の責務に係る取組状況

事業者名：

	浄化槽保守点検業者の責務	取組状況 ※（）内に具体的な取組を記載すること
１	合併浄化槽への転換助言	□　助言している （　　）
２	高度処理型の設置助言	□　助言している （　　）
３	清掃・法定検査の説明	□　説明している （　　）
４	法定検査の手続の委託	□　委託を受けている 又は受ける体制がある （　　）
５	故障・異常時の対応助言	□　助言している （　　）
６	清掃業者との連携	□　連携している （　　）
７	研修の受講	□　受講済み （　　）
８	契約済証の貼付	□　貼付している （　　）
９	ＢＯＤ検査の実施体制の整備	□　整備済み （　　）
１０	一括契約の推進	□　推進している （　　）
１１	保守点検の実施状況を電子媒体で報告	□　報告している 又は今後報告する （　　）

様式第２号

誓約書

年　　月　　日

千葉県知事　様

ちば浄化槽水守りパートナー認定制度実施要綱に基づく認定申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

申請者　所在地
名　称
代表者

記

１　申請書等に記載の事項は、事実に相違ありません。

２　ちば浄化槽水守りパートナー認定制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）を遵守します。

３　実施要綱第３条第２項及び第３項に該当する事実はありません。

４　実施要綱第５条に規定する認定の要件を満たしています。

５　認定申請書の内容確認のための調査に同意します。

６　実施要綱第７条に規定する責務を遵守します。

様式第３号

ちば浄化槽水守りパートナー認定内容変更届出書

年　　月　　日

千葉県知事　様

申請者　所在地
名　称
代表者
保守点検業者登録番号

ちば浄化槽水守りパートナー認定制度実施要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

変更年月日	年　　月　　日

変更内容	□　所 在 地	変更後の所在地を記載してください
	□　名　　称	変更後の名称を記載してください
	□　代 表 者	変更後の代表者を記載してください
	□　そ の 他	

※変更する項目に☑してください。

【ご担当者連絡先】

担当者	部署・氏名	
	郵便番号・住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

様式第４号

ちば浄化槽水守りパートナー認定辞退届

年　　月　　日

千葉県知事　様

申請者　所在地
名　称
代表者
保守点検業者登録番号

ちば浄化槽水守りパートナー認定制度実施要綱第８条第２項の規定により、ちば浄化槽水守りパートナー認定の辞退について届け出ます。

【ご担当者連絡先】

担当者	部署・氏名	
	郵便番号・住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

様式第５号

ちば浄化槽水守りパートナー認定マーク使用申込書

年　　月　　日

千葉県知事　様

申込者　所在地
名　称
代表者

ちば浄化槽水守りパートナー認定制度実施要綱第１０条第５項の規定により、同実施要綱で定める認定マークを使用したいので、申し込みます。

※企画書及び申込者の概要がわかる書面を添付すること。

【ご担当者連絡先】

担当者	部署・氏名	
	郵便番号・住所	
	電話番号	
	メールアドレス	